



清須市

令和4年11月1日
発行:愛知県清須市議会
編集:議会広報特別委員会

第67号

議会だより



9月3日(土)総合防災訓練



10月9日(日)清洲城信長まつり

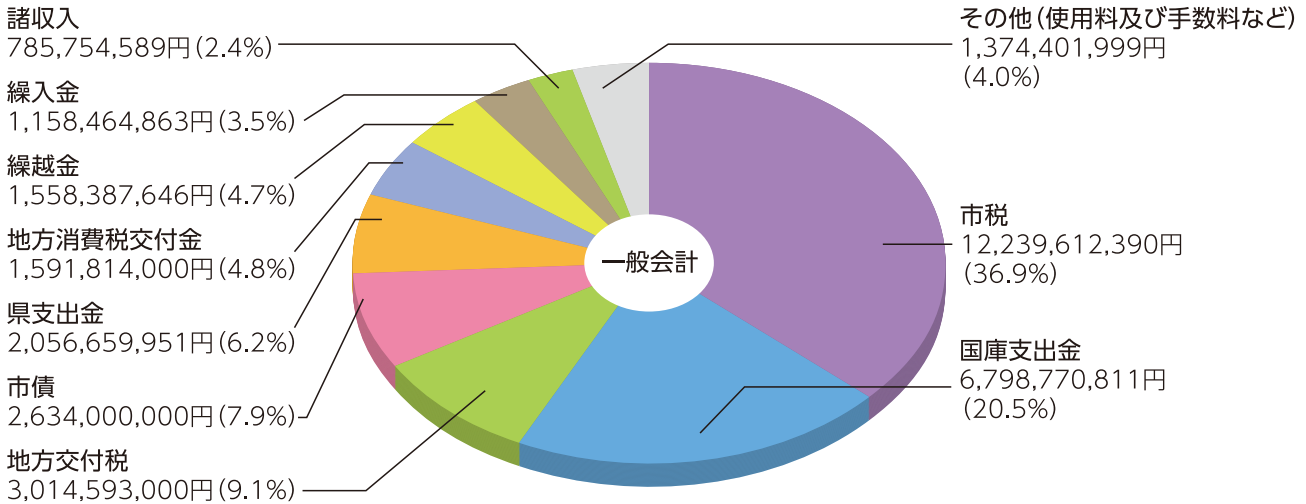
主な内容

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ■ 令和3年度決算認定 ……………2 | ■ 議員14名の一般質問 ……………13 |
| ■ 令和3年度政務活動費収支報告書…4 | ■ 議決状況 ……………22 |
| ■ 常任委員会の審査報告 ……………6 | ■ 市に望むこと ……………24 |

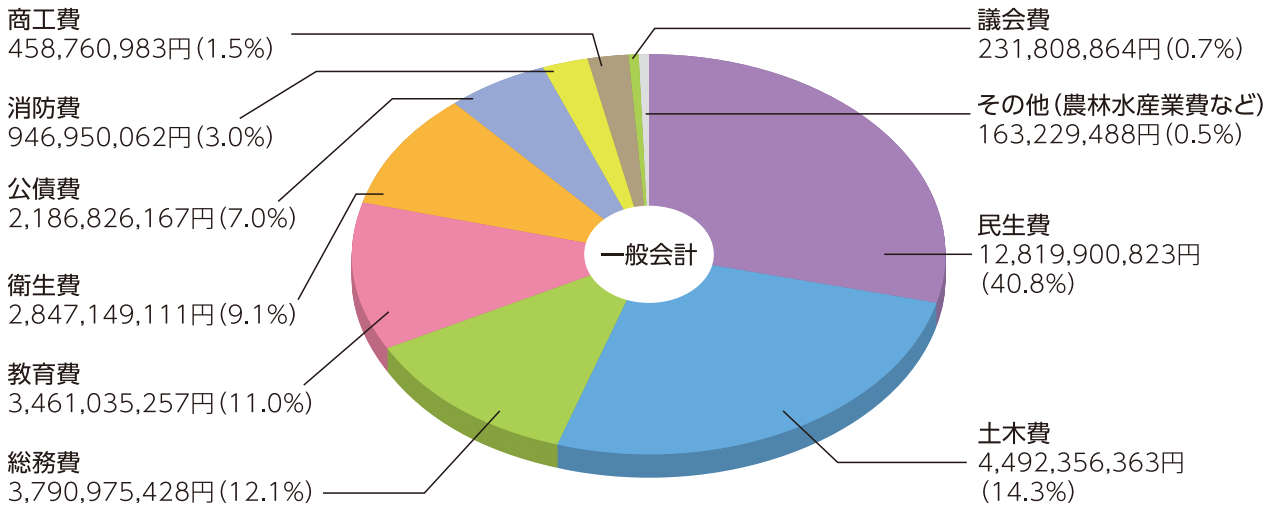
令和3年度清須市決算認定

令和3年度の決算は、令和4年9月議会定例会において、次のとおり認定されました。
各会計とも適切な予算執行により、黒字決算となっています。

歳入 市に入ったお金は、332億1,245万9,249円



歳出 市が使ったお金は、313億9,899万2,546円



○特別会計

(単位 円)

区分	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療
歳入	5,936,474,040	5,059,535,422	1,653,325,260
歳出	5,838,034,701	4,763,037,319	1,622,931,588
内容	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に設置	介護保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置	後期高齢者医療事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置

○企業会計

(単位 円)

区分	水道事業	下水道事業
事業収益合計	212,317,032	1,559,359,160
事業費用合計	218,647,528	1,504,946,206
純損益	▲ 6,330,496	54,412,954
内容	清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に設置	市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的に設置

令和3年度に行われた主な事業

- コミュニティバス運行事業 6,645万7,432円
- (仮称)新・清洲児童センター整備事業 3億5,318万4,422円
- (仮称)五条川防災センター整備事業 715万000円
- 土地区画整理事業(2地区) 11億3,032万8,292円
- 清洲勤労福祉会館整備事業 1億1,219万645円

○市民1人あたりの市税負担額の状況

(単位 円)

区 分	決算額	市民1人あたりの決算額(※1)
市民税	5,179,567,019	74,921
個人市民税	4,276,532,919	61,859
法人市民税	903,034,100	13,062
固定資産税	5,727,866,024	82,853
軽自動車税	124,296,000	1,798
市たばこ税	443,006,280	6,408
都市計画税	764,877,067	11,064

※1 市民1人あたりの決算額は、令和4年3月31日現在の総人口69,133人で割った額です。

○市民1人あたりの一般会計歳出額の状況

(単位 円)

区 分	決算額	市民1人あたりの決算額(※2)	
			一般財源ベース(※3)
民生費	12,819,900,823	185,438	82,839
お年寄りや障がいをもつ方のために	6,267,392,706	90,657	51,248
児童のために	5,589,812,914	80,856	28,894
その他、生活保護世帯などのために	962,695,203	13,925	2,697
土木費	4,492,356,363	64,981	31,591
道路の維持管理や新設改良のために	492,279,315	7,120	4,967
公園のために	195,166,961	2,823	2,488
その他、土地区画整理や都市下水路などのために	3,804,910,087	55,038	24,136
総務費	3,790,975,428	54,836	50,899
自治コミュニティ振興のために	68,644,389	993	963
選挙(衆議院議員総選挙など)のために	28,808,013	417	116
その他、コミパスの運行や交通安全、統計調査などのために	3,693,523,026	53,426	49,820
教育費	3,461,035,257	50,063	32,081
学校(幼稚園を含む)のために	1,476,885,668	21,363	12,484
生涯学習のために	946,581,814	13,691	11,350
その他、給食センターや教育委員会運営のために	1,037,567,775	15,009	8,247
衛生費	2,847,149,111	41,184	28,633
市民の健康のために	1,488,528,513	21,531	11,263
ごみ処理やし尿処理のために	1,356,295,598	19,619	17,336
上水道のために	2,325,000	34	34
公債費 借り入れた市債の返済のために	2,186,826,167	31,632	31,632
消防費	946,950,062	13,698	13,574
救急、常備消防のために	764,725,000	11,062	11,062
防災対策のために	72,865,300	1,054	985
その他、市消防団などのために	109,359,762	1,582	1,527
商工費	458,760,983	6,636	2,355
商工業振興のために	343,379,264	4,967	1,040
その他、観光などのために	115,381,719	1,669	1,315
議会費 市議会運営のために	231,808,864	3,353	3,353
農林水産業費 農業振興などのために	161,229,488	2,332	1,654
労働費 労働者への金融貸付などのために	2,000,000	29	0
合 計	31,398,992,546	454,182	278,611

※2 市民1人あたりの決算額は、令和4年3月31日現在の総人口69,133人で割った額です。

※3 一般財源ベースは、決算額から国・県支出金など事業が特定される収入を除いたもので、主に市税が中心となっています。

○決算報告の詳しい内容は、清須市ホームページ内の「財政状況」のページに掲載しています。

令和3年度 政務活動費収支報告書

政務活動費とは…

市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、市議会議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付される費用です。

- 交付の対象 会派または議員
- 交付する額 1人あたり年額18万円(月額1万5千円)
- 交付の方法 4月及び10月の半期ごと
- 使 途 基 準 調査研究費、研修費、調査費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費などに要す経費
- 収 支 報 告 政務活動費の交付を受けた会派また議員は、領収書の原本を添えて、収支報告書を議長に提出しなければなりません。
交付を受けた額に残額があるときは、これを返還しなければなりません。
- 支出禁止事項 懇親会費・交流会費・飲食費・飲酒類・茶菓子代・ガソリン代
本市では、さまざまな制限を設け用途を明確にしています。

○政務活動費収支

会派名等	所属議員数	交付額(円)	支出額(円)	返還額(円)
清政会	11名	1,980,000	0	1,980,000
新世代	4名	720,000	833,065	0
公明党	3名	540,000	24,420	515,580
市清クラブ	2名	360,000	189,972	170,028
議員	天野 武藏	1名	180,000	57,386
	加藤 光則	1名	180,000	84,975

○会派別内訳

清政会(11名) 成田 義之・久野 茂・伊藤 嘉起・八木 勝之・岡山 克彦・野々部 享 小崎 進一・浅野 富典・下堂 蘭 稔・富田 雄二・松岡 繁知		
使途項目	支出額(円)	説明
合計	0	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い全額返金

新世代(4名) 高橋 哲生・大塚 祥之・松川 秀康・山内 徳彦		
使途項目	支出額(円)	説明
資料購入費	104,498	参考図書、新聞代
広報費	677,766	市政活動広報誌作成・印刷代
事務費	50,801	事務用品
合計	833,065	交付額を上回る支出額は会派の負担

公明党(3名) 岸本 洋美・林 真子・飛永 勝次		
使途項目	支出額(円)	説明
資料購入費	24,420	有料データベース利用料
合計	24,420	

市清クラブ(2名) 浅井 泰三・白井 章		
使途項目	支出額(円)	説明
資料購入費	9,972	参考図書
広報費	68,200	市政活動広報誌作成・印刷代
事務費	111,800	上記郵送代
合計	189,972	

○議員別内訳

天野 武藏		
使途項目	支出額(円)	説明
資料購入費	32,562	参考図書
広報費	25,300	市政活動広報誌作成・印刷代
事務費	64,752	事務用品
合計	122,614	

加藤 光則		
使途項目	支出額(円)	説明
調査研究費	1,670	研究資料
研修費	13,940	研修会等参加費
資料作成費	5,240	印刷代
資料購入費	23,761	参考図書
事務費	50,414	事務用品
合計	95,025	

付託
案件

常任委員会の審査報告



総務常任委員会

9月8日に委員会が開催され、付託議案の審議が行われました。採決の結果については、全議案とも全員賛成により認定・可決しました。
以下が、主な質疑等です。

令和3年度一般会計 決算認定

問 経常収支比率は、前年度と比較して、比率が下がり、改善しているが、その要因と今後の財政見通しは。

答 人件費や公債費といった義務的経費が増加しているものの、分母となる普通交付税や臨時財政対策債などの経常一般財源等が大幅に増加したため、比率が下がりました。令和3年度の主要な財政指標の数値を見ますと、本市の財

政状況は、直ちに問題となる水準ではありません。今後も扶助費の増加とともに、市債残高が増加しますので、引き続き、健全で持続可能な財政運営に努めていきます。

歳入関連

問 前年度と比較して、減収となった主な要因は。

答 令和3年度に限り、コロナ特例によるものです。なお、この減収分は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で補填されています。

問 不納欠損には、どのような基準があるか。
答 税法上では、納期限を過ぎてから5年が経過すると不納欠損処分となります。

問 利子割交付金を始めとしたそれぞれの交付金の増減理由は。
答 交付の基礎となる県税収入額の増減が要因となっています。

問 元気な愛知の市町村づくり補助金の充当事業は。
答 自主的かつ主体的に取り組む事業には、心身障害者助成事業の自動車ガソリン費用助成金に充当しています。先進的な新規事業には、令和3年度は、企業立地促進基本計画策定費が採択されました。

歳出関連

問 インターネット広報費について、全て委託しているのか。
答 委託しておりますが、Aー総合案内サービスは、あいちAー・ロボティクス連携共同研究会で共同委託していません。

問 ホームページのリニューアル内容は。
答 パソコンとスマートフォンで、同じ画面となるようなレイアウトを検討しています。

問 企業立地促進基本計画策定費について、企業立地に関する支援策の実施にあたりコストがかかることが考えられるが、収支として市にプラスになるのか。
答 マイナスにならない支援策を検討していきます。



企業立地促進基本計画



問 地区集会所整備費補助金について、市内の土地の単価は地区により異なるが、土地購入の補助率は、市内一律か。

また、市街化調整区域に集会所を建てる場合も補助されるのか。

答 補助金の率と額は、市内一律です。市街化調整区域に建てる場合も同様です。

問 2市1町で負担している交通安全協会と防犯協会の西枇杷島支部負担金は、負担額が同額だが、どのような按分となっているのか。

答 前年度10月1日時点の人口割りで按分されています。本市の令和3年度按分率は、40.47%です。



地区集会所整備費補助金を活用した集会所

問 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の実績が305件となっている。この件数は、見込みどおりか。

答 概ね見込みのとおりです。

問 令和3年度からスマホ決済アプリの納付が始まったが、その実績は。

答 一般会計の現年課税分は1.39%、滞納繰越分は2.11%でした。



自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案

問 3月に学生が卒業する場合、卒業前に6か月の学生定期を購入するようなことはできるのか。また、虚偽利用に対する罰則は、規則に規定するののか。

答 定期利用を始める際には、必ず学生証で在学期間を確認し、定期利用証を発行することとしていますので、4月以降は、一般の区分での利用となるよう、未然に異なる区分での購入は防ぐことができます。したがって、市民の皆さまにおかれては、正しい区分でご利用いただけるものと思っています。また、罰則規定につきましては、予定をいたしません。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

問 育児休業職員のフォローに関する考えは。

答 人材派遣職員の充当や、会計年度任用職員の新規募集等により、業務に支障が出ないよう努めています。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

問 会計年度任用職員の年収が200万円以下との新聞報道があったが、どのように感じているか。

答 会計年度任用職員は、それぞれ多種多様な働き方をしている中で、担う職務や責任の度合いに応じた、適正な報酬単価を支払っていると認識しています。

令和4年度一般会計補正予算(第5号)案

問 窓口申請支援システム導入費について、今

後、行政のデジタル化が進み、市役所に来庁することができなくなるようにしていくのか。

答 現在も県の申請システムを利用したオンラインでの申請・手続はあります。また、今年度中にはマイナンバーカードを利用し、子育てや介護の申請・手続きをできるようにしていきます。

委員長	松岡 繁知
副委員長	高橋 哲生
委員	天野 武藏
委員	伊藤 嘉起
委員	林 真子
委員	野々部 享
委員	伊藤 奈美

福祉常任委員会

9月12日・13日に委員会が開催され、付託議案の審議が行われました。採決の結果については、全議案とも全員賛成及び賛成多数により認定・可決しました。

以下が、主な質疑等です。

令和3年度一般会計 決算認定

歳入関連

問 児童手当支給費による、保育料未納金の充
当対応については。

答 児童手当支給時において、保護者と面談の上、納付可能金額や回数などを決め、手当支給金額の一部若しくは分割納付などの方法により、保育料未納金の減額に努めています。



問 マイナンバーカードの8月末時点の申請
及び交付者数は。

答 申請者数は3万8千757人、申請率55.9%で、交付者数は3万2千538人、交付率は47.0%です。

歳出関連

問 窓口委託の現況
は。

答 かねてより委託業者においては柔軟に人員のシフト調整を行っていたとされていることから円滑に窓口業務は遂行されています。

問 民生児童委員の年齢制限は。

答 県民生委員・児童委員推薦基準により、原則75歳未満となっておりますが、やむを得ない場合においては、1回に限り再任することができます。

問 清洲総合福祉センターのデイサービスセンターの跡地利用については。

答 デイサービスセンターのデイルームは、社会福祉協議会が行うサロン活動の広場として、また、浴室等については、今後、立ち上げを予定している成年後見センターの相談室として活用が出来るよう改修整備を検討しています。

問 コロナ禍において、病児保育休止期間中の委託料支出の考え方
は。

答 病児保育休止期間中の運営費については、支出しておりません。

問 西春日井2次救急医療機関の「済衆館病院」と「はるひ呼吸器病院」への負担金内容は。

答 西春日井広域事務組合救急医療確保運営費補助金交付要綱に基づいて、それぞれの医療機関に負担金を交付しています。

問 若年者健康診査の周知を図るための対策
は。

答 広報、ホームページのほか、子育てアプリキヨスマや市公式LINEなどのSNSの活用、また、保育園・児童館等、該当年齢の方々が利用される公共施設にポスターを掲示するなど、健診率向上に努めています。

問 以前に比べて民間のエコステーションが増えてきているが、市が実施している資源回収に影響はあるのか。

答 エコステーションは24時間利用でき利便性が良いことから、ある程度の影響はあると思われれます。



清洲総合福祉センター

問 農業委員会の役割、権限、また耕作放棄地の対策は。

答 農地利用の最適化の推進、農地の権利移動等の許可、農地転用に対する意見申などです。

耕作放棄地については、パトロールにより実態把握していますが、改善を要する農地は、少ないと認識しています。

問 食育推進において伝統野菜にこだわっている理由は。

答 地元独自の生産物が少ない中、特に「食」というコンテンツにおいて宮重大根は、あいちの伝統野菜に選ばれており、土田かぼちゃも来年度には認定される見込みです。こうした伝統野菜を後世に伝承する取り組みも食育を推進する上で大切なことだと考えています。



あいちの伝統野菜 宮重大根

問 まちの観光・産業賑わいプロジェクト費において、財源内訳の分担金・負担金・寄附金に1千万円が充当されているが、この財源は何か。

答 これは企業版ふるさと納税を充当したものです。

令和3年度国民健康保険特別会計決算認定

問 本市の国民健康保険徴収率の現況は。

答 令和3年度末の本市の徴収率は92・93%であり、県内38市中33位となっています。



問 毎年税率改正を行っている中で、令和3年度はコロナ禍で収入が減少する部分を見込んでいると聞いているが、結果はどつであったか。

答 令和3年度国民健康保険税現年分の調定額は、被保険者数の減少等により941万6千900円の減額となりましたが、調定額を年間平均被保険者数で除した1人あたりの保険税額は10万4千388円となり、前年度10万2千844円に比べ1千544円、約1・5%の増加となりました。

令和3年度介護保険特別会計決算認定

令和3年度後期高齢者医療特別会計決算認定

問 令和3年度において、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免件数は。

答 令和3年度では、15名の方が介護保険料の減免対象でありました。

問 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、日常生活圏域が1か所から4か所と変更となったが、市民の利便性や生活支援などに変化は。

答 生活支援コーディネーターがそれぞれの圏域に出向くことで、生活支援活動の充実を図ることができました。

問 令和3年度は低所得者への軽減率の変更があったが、本市への影響額は。

答 1千432人、全体の被保険者の16・6%の方が変更対象となり、総額523万6千824円の保険料増加となりました。

問 未申告者は所得不明と取扱われ、均等割が満額算定されるが、本市の実態は。

答 未申告者については、本算定前の段階でリストアップし、申告勧奨を行っています。

問 令和3年度コロナ減免の状況は。

答 令和3年度の減免件数は57件で、減免総額は846万1千100円でした。



五条広域事務組合規約の変更に関する協議

問 本市の負担割合が、令和4年度に比べ令和5年度はどうなるのか。

答 令和4年度の負担割合は本市が61・84%、旧甚目寺町のみ対象のあま市が38・16%です。

斎苑の一般事務経費が加わることで、その負担割合は本市が52・84%、あま市が47・16%となり、本市の負担が9%下がることになります。

令和4年度一般会計補正予算(第5号)案

問 今回の補正予算では会計年度任用職員人件費の減額が盛り込まれているが、県の最低賃金が令和4年10月1日より現在の955円から986円に改定されるのを受け、本市会計年度任用職員の報酬等に

ついてどう考えているのか。

答 最低賃金を下回ることはないよう見直しを検討しています。

令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案

問 この補正予算案は、令和3年度の収支精算によるものとのことだが、昨年度から実施した国民健康保険税の納期の変更が、この精算に影響があったのか。

答 特に収支の精算には影響はありませんでした。

令和4年度介護保険特別会計補正予算(第2号)案

問 1億5千495万6千円の基金積立金は、何に基づいてこの金額となったのか。

答 歳入歳出差引残額から、前年度分の国庫支出金等を精算した金額です。

令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案

委員長	松川 秀康
副委員長	富田 雄一
委員	浅井 泰三
委員	加藤 光則
委員	小崎 進一
委員	土本 千亜紀
委員	齊藤 紗綾香

建設文教常任委員会

9月14日・16日に委員会が開催され、付託議案の審議が行われました。採決の結果については、全議案とも全員賛成により認定・可決しました。以下が、主な質疑等です。

令和3年度一般会計決算認定

歳入関連

問 都市計画費補助金の収入未済額の理由と今後の影響は。

答 主な理由は、土地区画整理事業における地権者交渉に不測の日数を要したことなどにより、事業を翌年度に繰り越したためで、収入未済額につきましては、事業が完了する令和4年度に収入を予定しています。

歳出関連

問 地籍調査で隣地との境界が確定しない場合はどうなるのか。

答 不調となり、公図に境界線が入りません。

問 新川小橋の改修計画は、どうなっているのか。

答 令和3年度に設計し、令和4、5年度で橋脚部分の耐震改修工事を行う計画です。

問 街路灯のリースは10年とのことですが、その後はどのような管理になるのか。

答 リース期間は令和9年2月28日までで、その後は無償譲渡されて市管理になります。

問 教育費雑入で収入未済額となっている学校給食費について、徴収率を上げていくために、どのような取り組みを行っているのか。

答 在校生の保護者には、年2回納付勧告書を交付するとともに児童手当からの支払いをお願いしています。また、卒業生等の保護者には、面談・電話による納付勧奨を行い、悪質なケースは、簡易裁判所へ支払い督促をし、場合によっては、強制執行を実施しています。

問 昨年度の空家解体補助を活用した中に、特定空家はあるのか。また、現在特定空家は何件あるのか。

答 空家解体補助は11件あり、そのうち2件が特定空家でした。また、今年度新たに4件が特定空家に認定されました。

問 都市緑化推進事業補助金について、箇所数や金額の制限があるのか。また、申請主体は。

答 県の補助金を活用している事業のため、毎年1校程度、上限300万円で行っています。申請者は、PTAです。

問 市内4か所の土地区画整理事業の進捗状況は。

答 新清洲駅北土地区画整理事業につきましては、令和3年度末の事業費ベースで80・4%、春日新橋西は91・9%、清洲駅前が41・47%の進捗率です。春日学校橋西は概ね事業は完了して、いて解散に向けて進めています。

問 都市公園長寿命化計画の策定について、何年計画か。また、児童遊園等は策定しているのか。

答 令和4年度から10年間の公園施設の修繕計画です。児童遊園等は策定していません。



新清洲駅北土地区画整理事業(イメージ)



放課後子ども教室

問 放課後子ども教室費は、学校規模によって利用者数に差があるが、予算配分について考慮されているのか。

答 教室利用者数を予算に反映できるように検討しています。

問 不登校の状況と対策はどうしているか。

答 令和3年度小学生63名、中学生122名が不登校で、適応指導教室には22名が登録しています。現在の対策は、サポートルームや別室登校など児童・生徒の意志を尊重しながら対応しています。

問 部活動地域移行について、どのような取り組みを進めるのか。

答 国や県の情報を注視しながら、他の自治体の先進事例を調査・研究しています。

問 第1幼稚園の園児数の減少の理由については。

答 幼児教育無償化の影響により私立幼稚園に通う園児が増加したことや、保育園・認定こども園等へのニーズの高まりが要因と考えています。





学 校 給 食

問 現在、物価高騰が続いている中で、学校給食における食材料費支出については、どのような状況か。

答 今年度10月分までの学校給食にかかる食材料費支出は、当初予算の範囲内で行える見込みですが、今後、現状の給食提供が危ぶまれる場合は、保護者負担は求めず、食材料費予算の増額により対応していきます。

令和3年度水道事業決算認定

問 落合歩道橋配水管耐震化工事の設計業務を行っていますが、工事は今年度ですか。また、その他に橋に添架されている水道管は、いくつありますか。

答 耐震化工事は、今年度実施します。本市水道事業で管理している橋に添架されている配水管は落合歩道橋を含め3か所です。

問 事業の運営、経営努力に対してどう考えていますか。

答 下水道事業の経営戦略を作成しており、その中の財政計画に基づき事業を進めています。また、接続率の向上のため市民の方へのPRに努めていきます。

令和3年度下水道事業決算認定



下水道事業 ポンプ場の更新

問 燃料等の高騰に伴う電気料金等の増額との説明があったが、予算科目によっては国庫支出金を充当する内容もあるが、その理由は。

答 事業者支援のため、指定管理者制度を導入している施設について、臨時交付金を充当したものです。

令和4年度一般会計補正予算(第5号)案

令和3年度水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和4年度水道事業会計補正予算(第2号)案

令和4年度下水道事業会計補正予算(第2号)案

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)



委員長	岡山	克彦
副委員長	山内	徳彦
委員	成田	義之
委員	久野	茂
委員	飛永	勝次
委員	大塚	祥之
委員	浅妻	奈々子



新たな今後の財源確保

成田 義之 議員



答

①春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区は農地面積約12・0haに誘致等ができた

と仮定した場合、全てが住宅用地以外として整備され、市街化区域となった場合は、約5千400万円となります。

問 新たな今後の財源確保について、お伺いします。

①企業立地促進基本計画の中で、企業誘致対象エリアの土地の固定資産税の見込みは。

②広告事業について、清洲城や公共施設などで活用する方法はないか。

③身寄りがなく、相続者がいない方の資産を市が引き受けて財源として活用できないか。

④使用していない市有地の筆数は。

有効です。遺言のほか、生前に寄附の意志がある場合は、寄附の申し出をしていただく必要があります。

④令和3年度末時点で、80筆で約1万4千700㎡あります。そのうち、市及び県などが行う事業用地取得に伴う代替用地として保有している土地は、72筆で約1万3千300㎡です。

②各公共施設において、ポスター等の掲示場所などを活用して、市広告掲載基準に基づき、施設管理者との協力のもと、利用者の目に触れる場所などを優先的に検討していきます。

③自身の財産を有効活用してほしい意志を、「遺言書」に残すことが



内水・外水氾濫の対策

岡山 克彦 議員



区及び土田・上条地区の3地区の大規模開発が示されています。

これらを踏まえて、以下お伺いします。

問 今年8月に東北や北陸地方で、コロナ禍、洪水による甚大な被害が起こりました。本市においても、内水・外水氾濫の対策として国・県との連携による河底掘削、堤防強化などの河川改修、また、排水ポンプ場の整備等さまざまな施策を実施していますが、

水害を引き起こす原因には、大規模な開発行為も含まれており、令和4年3月に策定された企業立地促進計画でも、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区、

答

①庄内川は、築堤工事が完了し、「県道枇杷島橋架け替え事業」が着手。新川は、改修事業が完了。五条川は、清洲橋架け替え工事を実施。

水場川は、新川合流点から水場橋上流まで整備が完了しています。また、老朽化が進んでいる堀江、豊田川ポンプ場の耐震及び改築更新を施工

区及び土田・上条地区の3地区の大規模開発が示されています。これらを踏まえて、以下お伺いします。

②減少面積及び減少率は、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区は、12haで約46%、春日舟付・長久寺地区では10haで約40%、土田・上条地区は、33haで約77%の減少です。

③県基準は、500㎡以上の開発は、10年降雨確率による雨水抑制を定めているが、本市は、令和3年12月に改訂した指導要綱により、企業立地対象3地区は開発面積に関係なく、30年降雨確率による県の基準を上回る雨水対策を要請しています。



※1 時間雨量63mm対応
※2 時間雨量80mm対応

地域児童の交流及び 学習スペース

齊藤 紗綾香 議員



問 新川地区には社会教育施設がないため、子どもたちが学び合える場の学習スペース、子どもと大人が繋がれる交流スペースがありません。

「生涯学習計画(中間見直し版)」では、市民の多様なニーズに応えるための環境づくりを市が主体となり取り組むとしており、縦割りの緩和を進め地域づくり事業につなげていくことと、いきいきを検討されています。就労・住まい・学習・福祉など多様な社会参加を促し、行政が地域

コミュニティと積極的に連携することで地域コミュニティが運営している集会所などを交流・学習スペースとして活用できるようにすることができないか伺います。

答 本市が解放している学習スペースは、市立図書館、清洲市民センター、にしび創造センターの3か所に対応しており、増設することは考えていません。また、地域コミュニティの管轄する集会所等は本市から要望し開放してもらうことは今まで考えておりませんが、ご指摘のように新川地区に市の運営する施設があ

りません。そのような地域では増設はできなくとも地域との連携により、市民からの要望を踏まえ行政としても働きかけをし、学習・交流スペースを確保できるようにしていきます。

その他の質問
●重層的支援体制整備事業について



清洲市民センター 自習室

飼い主のいない猫の 去勢・避妊手術費用の助成

松岡 繁知 議員



問 コロナ禍による経済的困窮により、ペットを手放したり、安易な気持ちで飼い始め飼育が困難になり、飼育放棄するという事例もみられる中、その一部が飼い主のいない猫になっていきます。野良猫問題は環境問題であり、置き餌、鳴き声、糞尿等もご近所のトラブルになっていきます。

国会でも動物の愛護及び管理に関する法律が令和2年6月1日に施行され、野良猫を増やさない施策として、即ち

捕獲(Trap)、不妊・去勢(Neuter)、地域に戻す(Return)の頭文字を取ってTNR活動が重要となっており、活動を実施して繁殖抑制を図らない限り増え続け、飼ってもられない猫の増加と環境問題が深刻化していきます。

答 ①猫に関する苦情・相談件数について令

和3年度は約40件ありました。対応として、餌付け者への指導や看板等の設置、忌避剤の配布等を行っています。

その他の質問
●分煙環境整備の促進について



去勢・避妊手術を推進することで、殺処分となる不幸な猫をつくらないことが重要と感じ、以下伺います。
①現状の取組みについて
②手術費用の助成への取組みについて

生理の貧困問題

土本千亜紀 議員



問 経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」が重要な問題となっています。

「生理の貧困」への対応として自治体による生理用品の無償提供も広がりつつあります。今年2月に厚生労働省がこの問題に関する調査を実施したところ「生理用品の購入に苦労した」と回答したのは8・1%でした。このことを理由に「仕事や家事等に集中できない」「など心身の健康や社会

生活への影響も心配されています。本市としてのお考えを以下伺います。

①市内4中学校の個室トイレに配置後の利用状況や問題点は。

②今後、小学校高学年トイレへの配置は。

③困っている方が受け取れるような支援は。

答 ①試験的に始めた約4か月間で、1校で1か月平均30個程の使用となっています。

問題点としては、学校のトイレに置いてあるという安心感から自身の体調管理ができない生徒の増加が懸念されることや、教育の上でのエチケットも大切だと

周知することが難しくなることだと考えています。

②衛生面の不安から小学校への配置は今のところ検討していません。

③生活に困窮される方は、複合化した要因があり、その要因を解決するような支援に繋げる必要だと考えています。引き続き、相談時において生理用品を受け取れるように努めていきます。

その他の質問

●男性トイレのサンタリーボックス設置について



育休退園制度

林 真子 議員



問 育休退園制度とは、育休を利用した場合、休業期間中は「家庭での保育が可能」との判断から、上の子どもが退園となる制度です。

国においては2015年に施行された新制度の中で、「親が育休取得時にすでに保育利用をしている子どもがいる場合、保育を継続利用しても良い」ことが明確になっています。そこで、以下お伺いします。

①本市ではどのような現状ですか。

②国の方針に対してどのような見解を持ち、今後はどのように考えていきますか。

答 ①転入等の理由により保育入園希望される保護者に対応するため、0歳～2歳の在園児を持つ保護者から保育要件変更との申し出があった場合、家庭において在園児が保育可能であるかの有無を確認のうえ、理解を得たうえで退園をしてもらっています。

②国の方針に対し、保護者の希望や地域の実情を踏まえて市町村が判断することとなっています。

今後の本市の対応と

して、年度途中の保育希望数に応じて、2歳児においては育休休業取得に伴う退園について基準見直しを検討していきます。

0歳児・1歳児については、これまでどおり保護者からご理解を得たうえで退園とさせていただきます。

その他の質問

●加齢性難聴者・中途難聴者への補聴器購入助成について



ICTツール活用による 教育現場・保護者への負担軽減

浅妻 奈々子 議員



問 教育現場の労働環境改善の一つとして、保護者とのやりとりで電話・連絡帳だけでなくICTツールを活用すること、保護者の利便性および教員の負担軽減の両立ができるのではないかと伺います。

答 ①保護者との連絡に活用しているICTツールの導入状況と利用方法
②今後のツール活用の考え

幼稚園・保育園のすべてにおいて、民間企業システムを使ったICTツールを導入しています。

主に保護者に対する情報発信ツールとして活用しています。

②学校では、コロナ禍でさまざまな業務が以前に比べ増え、教員の働き方改革や保護者の利便性向上の観点から、電話や連絡帳に変わる手段としてICTツールとして活用も業務改善の一つであると認識しています。

それを踏まえ、新川中学校では4月から試験的にインターネットを使った欠席連絡などを活用しており、今後有効性や問題点について

検証していきます。

保育園については、保護者・保育園の双方が、朝の忙しい時間帯での電話連絡による手間を省くことで利便性の向上が見込まれることから、保護者への利用方法の周知や保育園職員との操作手順の確認など、一定期間の時間が必要ではありますが、引き続き、現行のICTツール(きずなネット)の普及及び利用率の増加を推進していきます。

その他の質問

●観光誘客による地域経済活性化について



今後の本市の行事、イベントの開催方針

伊藤 奈美 議員



問 今後コロナ禍においての本市の行事・イベントの開催方針について伺います。

答 ①「納涼盆踊り」、「平和祈念式」及び「河川美化活動」中止の決定方法、また、「平和祈念式」中止の理由
②コロナ禍においての行事開催の可否判断基準
③市民が協力して取り組む行事が中止となった場合の作業されるはずであった場所への対応
④コロナがまん延した

場合、代替の開催方法等の考え方

①本市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、県が発出する「BA5対策強化宣言」の趣旨を鑑み、行事の中止を決定しました。

「平和祈念式」の中止については、県から高齢者や基礎疾患を有する方の外出自粛要請がされていることや遺族会の意見を考慮し中止しました。

②「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用などによる対処方針をもとに行事開催の可否を判断しています。

③河川美化活動はエリアを決めて主に草取り、

ゴミ拾いを地元町内会で行っています。今回のように美化活動が中止となった場合には、業者に除草作業を委託しています。

④行事の規模や内容、特性などにより代替開催が可能かどうか見極めながら検討していくものであると考えています。



学校への牛乳用調味料やふりかけの持ち込み

山内 徳彦 議員



問 学校給食では、成長期にある子どもたちの健康を保ち、よりよく

必要とされる量のおよそ3分の1の栄養をとるように献立が作られており、完食することが望まれます。

しかし、ごはんや牛乳が苦手で完食することが心に大きな負担となっている子どもたちのことを放置することはできません。

すべての子どもたちが給食の時間を楽しみ、自ら進んで完食できる

よう、まずは牛乳用調味料やふりかけの力を借り、徐々に苦手を克服し栄養の摂取量を増やしていくことも、子どもたちの健全な成長を促す第一歩として必要ではないでしょうか。

それにより懸念される糖分や塩分の取りすぎについては、1日の総摂取量を減らすように指導していただくことにより解決できると考えます。

そこで牛乳やごはんが苦手な子どもへの保護者が学校と相談し、牛乳用調味料やふりかけを持ち込むことを学校判断とすることへのお考えをお伺いします。

答

本市の学校給食は、市内全ての小中学校に對して統一的な考えのもとで栄養価の計算などを行い、献立を組み立てて提供していることから、牛乳用調味料やふりかけの持ち込みを学校判断とすることは考えておりません。

その他の質問

●妊産婦の健診時タクシー助成と出産祝いについて

●学校給食の黙食について

●学校給食の黙食について



犬、猫に関する本市としての取り組み

松川 秀康 議員



問 犬、猫に関する本市としての取り組みについて伺います。

答 ペット飼育の取り組みとして、犬の登録時にマナーや災害時の対策等が記載されている愛犬健康手帳を配布するとともに、犬・猫のペット飼育について広報・ホームページにて啓発をしています。

県内では、猫の不妊・去勢手術については、地域住民と協働し支援する動物愛護ボランティア団体に対して助成を

する自治体が増加していることから、本市においても、活動を検討している団体があるため、連携を図るとともに、他自治体の実施方法を調査・研究してまいります。

また、マイクロチップ装着における助成については、実施している自治体が少ないことから、その実施方法や実績等について調査・研究してまいります。

野良犬、野良猫、その他の動物等については、飼い主より放棄をされたのか、迷子になっているのかの判別がつきにくい状態です。捕獲された動物等は、県警察本部で落とし物・忘れ物の遺失物として取り扱われホ

ームページに掲載されます。また、県動物愛護センターで保護された犬については、抑留犬となるため、その情報が市に共有され、市役所前の掲示板で公示をしています。迷子にならないよう、また終生飼養の啓発を継続して実施していきます。

殺処分数は犬、猫ともに減少しています。動物愛護団体の活動や県動物愛護センターでの譲渡会などで飼い主を見つけたケースが増えてきています。



救急需要対策における 民間救急の活用

大塚 祥之 議員



答 消防救急は救命を
主目的とし、傷病者の
観察や応急処置を行い、
速やかに適切な医療機
関に搬送をしています。

問 オミクロン株の感
染拡大が続く全国的に
救急出動体制がひっ迫
しています。東京を中心
とする関東地方では重
症患者は119番通報
の救急車が搬送し、民間
救急が症状の軽い患者
の病院搬送や宿泊療養
施設への移動などのケ
ースが増えています。救
急搬送が必要な患者を
1人でも多く救うため、
消防救急と民間救急と
の連携や役割分担によ
る救急需要対策につい
て本市の所見を伺いま
す。

一方、民間救急につい
ては医療行為を行えず、
緊急事態に対応ができ
ません。しかし、消防本
部や県のホームページ
では、救急車の適正利用
のため、救急車を呼ぶほ
どの緊急性はないが、介
助が必要な搬送の場合
に患者等搬送認定事業
者一覧を紹介していま
す。さらにコロナ禍等救
急搬送の需要が高まっ
ている状況において、民
間救急を活用すること
により、消防救急が必要
な方に迅速に対応がで
きます。引き続き救急車

の適正な利用等の普及
啓発を行うとともに消
防救急と民間救急の連
携や活用については、西
春日井広域事務組合消
防本部や北名古屋市・豊
山町とともに調査・研究
していきます。

その他の質問

●本市におけるマイナ
ナンバーカード交付枚
数率について



民間救急車

清須のチカラを結集しよう 寄附の状況と展望

高橋 哲生 議員



答 ③自治体クラウドファ
ンディングの活用につ
いて

①令和3年度ふる
さと納税の寄附件数は

問 少子高齢、人口減
少社会の進展による自
治体財源のひっ迫や住
民ニーズの多様化等を
解決していくために「協
力」による住民自治マネ
ジメントへ転換してい
くことが求められてい
ます。

4千211件(9千273万
円)です。本市の市民の
方が他の自治体へ寄附
している額は4億3千
800万円で、市民税控
除額は2億9千73万円
でした。

その他の寄附は個人、
企業、団体から現金10件
271万161円、物件

の寄附22件、土地の寄附
1件でした。

②申し出があった場合
に、各所管課で対応して
います。現在、寄附に関
する手続き方法等の周
知は行っていませんが、

①寄附の状況
について以下伺います。

②寄附の続き



悪臭公害問題

加藤 光則 議員



います。

答 市民からの通報や

苦情の連絡を受けた際、迅速に現地周辺を巡回し、臭気の度合いを確認し、強い臭気が滞留している状況が確認できた場合に於いては、「緊急臭気測定」を実施し、同時に悪臭防止法の指導権限を行使できる、あま市に連絡、同行し、化製場を訪問し、作業状況の把握と臭気の抑制をお願いしています。

事務となっております。本市は臭気指数規制、あま市（旧甚目寺地域）は物質濃度規制と規制基準が異なっており、この違いが悪臭の解決につながらない要因と捉えています。

本市、化製場、あま市及び県関係機関で連絡会議が年4回開催され、臭気測定データや苦情件数・内容など情報共有し、化製場に対し、改善をお願いしているところです。

今年度においては、8月までに3回臭気測定を実施し、いずれも本市の規制基準値を超えていません。しかし、悪臭防止法による臭気の規制基準の設定は、各市の

問 化製場による悪臭公害は、依然として止ま

せないままとなっております。行政は、行政指導に基づく公害行政として、問題解決を進めていかなければなりません。国、県、自治事務を行うあま市、そして本市が、この問題を解決していくために、役割と課題を明確にしていくことが求められます。

そこで、原因の究明と問題解決していくための対策の協議、検証はどう図られているのか伺

います。

その他の質問

●新型コロナウイルス感染症対策について



ヤングケアラー（No.2）

浅井 泰三 議員



問 ヤングケアラーについて、6月議会に続き

その必要性や問題点を取り上げます。子どもたちにとって、将来を誰もが活躍のできるハンデを許さない今を構築せねばなりません。

県での、約2千100

万円の予算のもと、本市での対応と具体的に進めている施策についてお伺いします。

①ヤングケアラー理解促進シンポジウム参加の成果は。

②ヤングケアラー認知度向上の対策は。

③これまでの問題点、課題と支援の方向性は。

に相談できる支援体制の窓口を整え、連携体制の構築を進めます。

答 ①8月2日に開催

され、各担当職員7名が参加・視聴し、改めて地域全体で支援する体制が必要であると再認識しました。

②9月中には、ヤングケ

アラーイメージ図及び相談窓口等を掲載したチラシを作成し、全児童に配布を予定。冬頃には、県のチラシも配布する予定です。

③児童自身が「ヤングケアラー」に気づき、気軽



市議会 Q&A

Q.市議会ってなにをすところ？

A. 議会の議員は市民の直接選挙で選ばれ、議会は自らの代表である議員によって構成されます。

議会では、市民の意思を市政に反映させるため、市民生活に係る幅広い問題をきめ細かく審議し、市民生活の向上に努めています。

市長と議会は対等の立場に立って、市政が適切に運営されているか、広い視点から執行機関を監視し、市の意思を決定する議決機関です。



Q.議長と副議長はどのように選ばれるの？なにをすの？

A. 議長と副議長は、議員の中から選挙により選出されます。議長は、議場の秩序を保持し、議事の整理をおこない、議会の事務を処理します。また、議会の外部に対する行為は全て議長の名をもっておこなわれるほか、儀礼的な代表権も有します。

副議長は、議長に事故があるときや諸般の事情により職務が取れないときに議長に代わってその職務を行います。

Q.議会はいつ開かれているの？

A. 定例会は年4回と決められています。3月・6月・9月・12月とされていますが、緊急性を要し採決しなければならない場合には臨時会が開催されます。

Q.傍聴はいつでも誰でもできるの？

A. 基本的には自由にご入場できます。ただし、議会や委員会を傍聴するにはルールがあります。定められたルールを守って、本庁舎南館4階議会事務局で住所・氏名・年齢を「傍聴人受付票」に記入し、先着順に入場できます。定員は30名です。カメラや動画の撮影は禁止になっています。

第3回議会臨時会で審議した議案

第3回臨時会は、7月22日に1日間の会期で開き、市長提出議案の上程・説明があり、採決の結果、1議案を原案どおり可決しました。

第3回議会臨時会議案の議員賛否一覧

○・・・賛成 ×・・・反対

審議結果と会派・議員名	審議結果	清政会							新世代			公明党			無所属								
		成田義之	久野茂	伊藤嘉起	岡山克彦	野々部享	小崎進一	富田雄二	松岡繁知	齋藤紗綾香	浅妻奈々子	高橋哲生	大塚祥之	松川秀康	山内徳彦	伊藤奈美	林真子	飛永勝次	土本千亜紀	天野武藏	浅井泰三	加藤光則	
議案 令和4年度一般会計補正予算(第4号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※野々部享議長は採決に加わりません。

特別委員会の報告

議会改革推進等 調査特別委員会

令和4年7月22日開催

議会議員政治倫理規程について、事前に委員長及び事務局から案が出され、委員より意見を聴取しました。その後、出された意見を各会派等に一度持ち帰り、意見を集約したうえで、事務局に修正案を提出することとなりました。

タブレット端末の導入等について、導入を検討する資料を委員に配付し、事務局より説明を受けました。今回は、その内容を各会派等に一度持ち帰り、意見を集約したうえで、次回の会議までに事務局に導入案を提出することとなりました。

最後に、委員より、議会の録画配信について、市民より導入促進の声が多数あがっており、その進捗状況についての質問に対し、議長より会派等の代表者から意見聴取を行うと説明があり、次回の会議で委員会へ報告を行うこととなりました。

委員長	天野 武藏
副委員長	松川 秀康
委員	高橋 哲生
委員	加藤 光則
委員	岡山 克彦
委員	飛永 勝次
委員	松岡 繁知
委員	浅妻 奈々子

議会を傍聴してみませんか



清須市議会の定例会は、3月・6月・9月・12月の4回と必要の都度、臨時会及び特別委員会を開催します。市民の皆さんの傍聴をお待ちしています。

9月議会定例会で審議した議案

定例会は、8月30日から9月22日までの24日間の会期で開き、初日に市長提出議案の上程・説明があり、教育長の任命及び教育委員会委員の任命について採決され、原案どおり同意されました。また、議員発議案「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」の上程・説明もありました。その他の議案については、6日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託しました。

最終日には、それぞれの常任委員会委員長から審査結果が報告され、市長提出議案1件の追加上程・説明もあり、採決の結果、追加議案を含む全議案を認定・可決しました。

9月議会定例会議案の議員賛否一覧

○・・・賛成 ×・・・反対

議案	審議結果	清政会										新世代				公明党			無所属				
		成田義之	久野茂	伊藤嘉起	岡山克彦	野々部享	小崎進一	富田雄二	松岡繁知	齊藤紗綾香	浅妻奈々子	高橋哲生	大塚祥之	松川秀康	山内徳彦	伊藤奈美	林真子	飛永勝次	土本千亜紀	天野武藏	浅井泰三	加藤光則	
教育委員会教育長の任命について(天竺 幸治氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育委員会委員の任命について(後藤 小百合氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度一般会計決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和3年度国民健康保険特別会計決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和3年度介護保険特別会計決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和3年度後期高齢者医療特別会計決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和3年度水道事業決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度下水道事業決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
五条広域事務組合規約の変更に関する協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度水道事業未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度一般会計補正予算(第5号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和4年度介護保険特別会計補正予算(第2号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和4年度水道事業会計補正予算(第2号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度下水道事業会計補正予算(第2号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和4年度一般会計補正予算(第6号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※野々部享議長は採決に加わりません。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容や授業時数が増加し、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

清須市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛



◎9月議会定例会に通告があった議案質疑

9月6日に1人の議員が質疑を行いました。

加藤 光則 議員

○自転車駐車場の設置及び管理に関する条例案について



西枇杷島中学校
堀口 南碧

私が清須市に望むことは、新川の水をきれいにすることです。

新川の橋を渡る際に、太陽の光が乱反射して、光り輝いている水面を美しいなと感じることがあります。しかし、災害などで、再び新川が決壊したら、今の汚れている水が私たちに押し寄せることとなります。そうなること、感染症などの蔓延も懸念され、市民の健康状態に悪影響を与える可能性があります。

もし、新川の水が澄んだ水になれば、そういった危険性もなくなり、さらに、人々の憩いの場として、もっと素敵な川になると思います。

そこで、河川浄化施設の更なる充実をしてほしいです。また、新川にゴミを捨てないように呼びかけるポスターを作って新川沿いの柵に貼ったり、市民の皆さんで新川沿いのゴミ拾いをしたりするなど、私たちも参加できる機会を設けてほしいです。



清洲中学校
次屋 蓮星

先日、清須市はまちおこしとして「清須からあげまぶし」というご当地グルメを発表し、地域を盛り上げました。給食でもからあげまぶしがでて、とてもおいしかったことを覚えてます。これらの活動によって、清須市がより多くの人たちに訪れてもらえる魅力的な市になってほしいと思います。

そのために、市内の「美化活動」にもより一層力を入れていくべきだと考えます。

歩道を遮るように雑草が生えていたり、川に菓子の袋が落ちていたりするのを見かけると、僕たちにも地域のためにできることがあるのだと気づきます。

市を清潔に保つために、市内各地域の清掃活動や除草ボランティアなどがあれば、積極的に参加したいです。

市民が一丸となって継続的に市を盛り上げることができればよいと思います。



新川中学校
山元 優斗

「清須市のまちづくり調査結果」によると、「清須」と聞いてイメージすることの第三位に「新川」がある一方で、第二位に「川が汚い」が入っています。また、「清須市に必要なと考えるもの」に、「新川のきれいさ」が挙げられています。つまり、市民にとって、清須市は「汚い新川があるまち」というイメージが強いということ

新川については、これまでも、ボランティアによる「フリン大作戦」が行われ、少しずつきれいになっていきますが、多くの市民がSDGsの視点をもち、海へとつながる新川をきれいにすることで、世界の環境保全に貢献することに気付けるとよいと思います。

市としても、新川をはじめ、川をきれいにしておく活動を増やすなど、今まで以上に力を入れ、「環境に優しい清須市」になっていくことが、僕の望みです。



春日中学校
森 聖愛

僕が清須市に望むことは、街灯を今より多く設置してほしいということです。暗いところにはさまざまな危険が存在すると感じているからです。

例えば、夜間、足元が見えずに転んで怪我をしたり、周りが見えづらいためひつたりなどの犯罪に巻き込まれたりする可能性があります。僕自身、暗い時間に一人で歩くことに不安を感じています。

これまで愛知県は交通事故発生件数がワースト一位の県でした。今後、さらに事故件数を減らしていくため、街灯を今より多く設置することが方策の一つとなると思います。夜間の危険が減れば、清須市に住む人がいつでも安心・安全に過ごせます。

僕たち中学生も住民の一人として、気になる場所があれば連絡するなど、よりよい街づくりに参加していく意識を高めていきたいと思えます。

編集後記

秋が深まり、水辺の散策路を歩くにも気持ちのよい季節となりました。自然豊かな清須市の魅力を感じながら、皆様それぞれの秋をお楽しみください。

さて、9月議会では、令和3年度の決算等について審議いたしました。常任委員会では、各議員が様々な視点からの提言を行い、当局の考えを質問いたしました。その様子が紙面から伝わり皆様に関心を持っていただければ幸いです。限られた紙面ではありますが、議会だよりでは、どのような議論を経て結論に至ったのか、その経緯がわかりやすく市民の皆様へ伝えることを目的に、今後もしっかり読みたくなる紙面づくりに取り組んでまいります。

《議会広報特別委員会》

- 委員長 山内 徳彦
- 副委員長 松岡 繁知
- 委員 小崎 進一
- 委員 土本 千亜紀
- 委員 浅妻 奈々子
- 委員 伊藤 奈美

議会だよりについての市民の皆様のご意見・ご要望をお待ちしております。

清須市議会ホームページアドレス
<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/gikai/index.html>
 E-mail: gikai@city.kiyosu.lg.jp



市ホームページ



議会だよりへのご意見